

令和3年10月20日

福津市教育委員会

教育長 大嶋 正紹 様

福津市立学校通学区域審議会

会長 飯田 史也

福津市立学校の通学区域について（答申）

令和3年7月26日付3福教学第1154号で諮問のあった校区外通学等の運用について、福津市立学校通学区域審議会規則第2条の規定により、慎重に審議を重ねてきました。その結果を下記のとおり答申いたします。

記

1. 過大規模校対策としての学校選択制の導入、校区外通学制度の拡充、特別認可制度の拡充の可否

福間小学校、福間南小学校、福間中学校に通学する児童・生徒について、保護者からの希望があれば、大規模校及び過大規模校ではない学校への校区外通学を可能とすること。ただし、勝浦小学校には、特別認可制度があるので、校区外通学の受け入れ校にはしないこと。また、勝浦小学校以外には特別認可制度は拡充しないこと。

2. 福津市校区外通学等の運用に関する規程第2条第1項第1号ウに規定する宮司2区、宮司3区及び宮司西区を特例地区とし、福間小学校又は福間中学校への就学を認める運用の今後の在り方

宮司2区、宮司3区及び宮司西区を特例地区とし、福間小学校又は福間中学校への就学を認める運用は、福間小学校、福間中学校の過大規模校化の現状を鑑み、令和5年3月31日をもって廃止すること。

なお、審議の過程で以下の意見が出されたので、今後実施にあたってこれらの意見を十分に考慮し各制度の運用をされるよう要望する。

1、大規模校及び過大規模校ではない学校への校区外通学に関して

- ①通学区域の原則は、住んでいる地域の学校への通学であるため、福間小学校、福間南小学校、福間中学校の過大規模が解消された際には、校区外通学の適用は終了していただきたい。
- ②校区外通学の運用に際しては、受け入れ側の学校の地域や保護者に対して説明していただきたい。

2、宮司2区、宮司3区及び宮司西区の通学特例地区を廃止することに関して

- ①令和4年度入学予定者や市民全体に対して、過大規模校の現状について丁寧に説明していただきたい。
- ②校区外通学制度を利用し、福間小学校及び福間中学校に通学する児童・生徒は、希望すれば、中学校卒業まで福間小学校及び福間中学校に通学できるよう経過措置を設けていただきたい。
- ③福間小学校及び福間中学校への校区外通学を適用している手光湯ノ浦地区については、宮司地区と同様に、経過措置を設けた上で、令和5年3月31日をもって校区外通学の適用を廃止し、就学指定校である神興小学校、福間東中学校へ通学することが望ましい。

以上